

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
合 併 協 議 会

第 4 回建設・産業小委員会

日 時 : 平成14年7月9日(火)

場 所 : J A 京都丹後久美浜支店

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 協議第 1 号 1 9 - 2 4 建設関係事業の取扱い(その 2)

(2) 協議第 2 号 1 9 - 2 5 公営住宅の取扱い(その 2)

(3) 協議第 3 号 1 9 - 2 6 上水道等の取扱い

(4) 協議第 4 号 1 9 - 2 7 下水道等の取扱い

(5) 協議第 5 号 1 9 - 2 8 農林水産事業の取扱い(その 2)

(6) 協議第 6 号 1 9 - 2 9 商工観光事業の取扱い(その 2)

(7) 次回の議題について

- ・ 協定項目の協議について

(8) 次回の小委員会の予定について

第 5 回建設・産業小委員会

日時：8 月 6 日(火)午後 1 時 3 0 分から

場所：網野町 アミティ丹後 会議室

3 その他

協議第1号

19-24 建設関係事業の取扱い(その2)

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	7 道路の占用及び管理 その1	分科会名		分科会名	都市計画建設分科会

項目	現 況															
	峰山町	大宮町			網野町			丹後町	弥栄町	久美浜町						
1 占用料の額	無	占用物件	単位	金額	占用物件	単位	金額	無	無	占用物件	単位	金額	占用物件	単位	金額	
		電柱	1本1年	550	第1種電柱	1本1年	770			第1種電柱	1本1年	770	車道横断アーチ	1基1月	1,100	
		電話柱		200	第2種電柱		1,200			第2種電柱		1,200	その他アーチ		540	
		街灯		170	第3種電柱		1,600			第3種電柱		1,600	工事用板囲等	1㎡1月	110	
		他の柱類		900	第1種電話柱	690			第1種電話柱	690						
		変圧塔等	1個1年	510	第2種電話柱	1,100			第2種電話柱	1,100						
		郵便差出箱		200	第3種電話柱	1,500			第3種電話柱	1,500						
		広告塔	1㎡1年	1,800	他の柱類	53			他の柱類	53						
		送電塔	1㎡1年	410	共架電線	1m1年	7		共架電線	1m1年	7					
		線類	1m1年	40	地下電線		4		地下電線		4					
		線類以外	1㎡1年	510	路上変圧器	1個1年	520		路上変圧器	1個1年	520					
		水	1m1年	40	地下変圧器	1㎡1年	360		地下変圧器	1㎡1年	360					
		管			0.2m未満	80	変圧塔等	1個1年	1,100		変圧塔等	1個1年	1,100			
		等			0.4m未満	200	郵便差出箱		450		郵便差出箱		450			
			1.0m未満		広告塔	1㎡1年	1,100		広告塔	1㎡1年	1,100					
		鉄道、軌道等施設		410	その他工作物	1㎡1年	1,100		その他工作物	1㎡1年	1,100					
		日よけ等施設		510	水	1m1年	0.1m未満	36		水	1m1年	0.1m未満	36			
		通路	1㎡1年	510			0.15m未満	53				0.15m未満	53			
		上空・地下通路		900			0.2m未満	71				0.2m未満	71			
		露天等施設	1㎡1月	150			0.4m未満	140				0.4m未満	140			
		一時的看板	1㎡1月	180			1.0m未満	360				1.0m未満	360			
		その他看板	1㎡1月	1,800			1.0m以上	710				1.0m以上	710			
		標識	1本1年	410	日よけ等施設	1㎡1年	1,100			日よけ等施設		1,100				
		旗ざお	1本1月	180	上空通路		710			地下街等 1階		Ax0.003				
		パーキングメータ	1本1年	130	地下通路	1㎡1年	360			地下街等 2階		Ax0.005				
		幕	1㎡1月	180	その他通路		1,100			地下街等 3階以上	1㎡1年	Ax0.006				
		車道横断アーチ	1基1月	1,800	露天等施設一時的	1㎡1日	11			上空通路		710				
		その他アーチ		900	露天等施設その他	1㎡1月	110			地下通路		360				
		工事用板囲等	1㎡1月	180	一時的看板	1㎡1月	110			その他通路		1,100				
					その他看板	1㎡1年	1,100			露天等施設一時的	1㎡1日	11				
					標識	1本1年	850			露天等施設その他	1㎡1月	110				
					旗ざお 一時的	1本1日	11			一時的看板	1㎡1月	110				
					旗ざお その他	1本1月	110			その他看板	1㎡1年	1,100				
					幕 一時的	1㎡1日	11			標識	1本1年	850				
					幕 その他	1㎡1月	110			旗ざお 一時的	1本1日	11				
					車道横断アーチ	1基1月	1,100			旗ざお その他	1本1月	110				
					その他アーチ		540			幕 一時的	1㎡1日	11				
					工事用板囲等	1㎡1月	110			幕 その他	1㎡1月	110				

*Aは、近傍類似地の土地の時価を表す。

根拠条例・要綱・規則等	大宮町道路占用料徴収条例	網野町道路占用料徴収条例	久美浜町道路占用料徴収条例
-------------	--------------	--------------	---------------

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	7 道路の占用及び管理 その1			分科会名	都市計画建設分科会

課 題	調 整 結 果
1 占用料の額 占用料の取扱いについて各町相違がある。	(案) 1 占用料の額 合併時において、占用物件については、久美浜町の区分（道路法施行令別表に準拠）に統一し、占用料については、道路法施行令別表「乙地」に定める額に統一する。 （大宮町・網野町・久美浜町に道路占用料の規定があり、網野町・久美浜町は道路法施行令別表「丙地」に定める額を適用していることから、新市移行後は、市の区域となるため「乙地」に定める額を適用する。なお、占用料の徴収については、近隣市との均衡上必要である。）

*参考（道路法施行令別表に定める額）

占用物件	単位	甲地(円)	乙地(円)	丙地(円)	占用物件	単位	甲地(円)	乙地(円)	丙地(円)
第1種電柱	1本1年	2,200	1,000	770	上空通路	1㎡1年	17,000	2,900	710
第2種電柱		3,400	1,600	1,200	地下通路		8,700	1,500	360
第3種電柱		4,700	2,200	1,600	その他通路		3,100	1,400	1,100
第1種電話柱	1本1年	2,000	930	690	露天等施設一時的	1㎡1日	260	44	11
第2種電話柱		3,200	1,500	1,100	露天等施設その他	1㎡1月	2,600	440	110
第3種電話柱		4,500	2,100	1,500	一時的看板	1㎡1月	2,600	440	110
他の柱類	1m1年	150	72	53	その他看板	1㎡1年	26,000	4,400	1,100
共架電線		20	10	7	標識	1本1年	2,500	1,100	850
地下電線		10	5	4	旗ざお 一時的	1本1日	260	44	11
路上変圧器	1個1年	1,500	700	520	旗ざお その他	1本1月	2,600	440	110
地下変圧器	1㎡1年	1,000	480	360	幕 一時的	1㎡1日	260	44	11
変圧塔等	1個1年	3,100	1,400	1,100	幕 その他	1㎡1月	2,600	440	110
郵便差出箱		1,300	600	450	車道横断アーチ	1基1月	26,000	4,400	1,100
広告塔	1㎡1年	26,000	4,400	1,100	その他アーチ		13,000	2,200	540
その他工作物	1㎡1年	3,100	1,400	1,100	工事用板囲等	1㎡1月	2,600	440	110
水 管 等	0.1m未満	1m1年	100	48	36	*甲地 都の特別区の存する区域並びに札幌市、仙台市、千葉市、船橋市、川崎市、横浜市、相模原市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、東大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、鹿児島市の区域をいう。 *乙地 市の区域で甲地以外のものをいう。 *丙地 町及び村の区域をいう。 *Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。			
	0.15m未満		150	72	53				
	0.2m未満		200	95	71				
	0.4m未満		410	190	140				
	1.0m未満		1,000	480	360				
	1.0m以上		2,000	950	710				
日よけ等施設	1m1年	3,100	1,400	1,100					
地下街等 1階		Ax0.003							
地下街等 2階		Ax0.005							
地下街等 3階以上		Ax0.006							

小委員会確認期日	平成14年7月9日	協議会確認期日	
----------	-----------	---------	--

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	7 道路の占用及び管理 その2						分科会名	都市計画建設分科会
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町		久美浜町	
2 道路占用規則								
道路占用規則等の有無	無 (道路法に基づき処理)	同左	同左	同左	有 (弥栄町道路占用規則) 道路法第32条及び司法35条の規定による申請・協議についての規定 ・申請書又は協議書の提出 ・書類及び図面の添付 ・必要事項を記載した標識の掲示 ・記載事項の異動の更正など		峰山町と同じ	
3 占用申請書の管理								
占用申請書の管理方法	簿冊管理	同左	同左	同左	ファイル及びパソコン管理		峰山町と同じ	
参 考 (道路法)	<p>(道路の占用の許可)</p> <p>第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 六 露店、商品置場その他これらに類する施設 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの <p>2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 二 道路の占用の期間 三 道路の占用の場所 四 工作物、物件又は施設の構造 五 工事实施の方法 六 工事の時期 七 道路の復旧方法 <p>3 第一項の規定による許可を受けた者(以下「道路占用者」という。)は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>4 第一項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものである場合においては、第二項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。</p> <p>5 道路管理者は、第一項又は第三項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第七十七条第一項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。</p>				<p>(国の行う道路の占用の特例)</p> <p>第三十五条 郵便その他国の行う事業のための道路の占用については、第三十二条第一項及び第三項の規定にかかわらず、国が道路管理者に協議し、その同意を得れば足りる。この場合において、同条第二項各号に掲げる事項及び第三十九条に規定する占用料に関する事項については、政令でその基準を定めることができる。</p>			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	7 道路の占用及び管理 その2			分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>2 道路占用規則 弥栄町のみ規則の制定がある。</p> <p>3 占用申請書の管理 弥栄町のみパソコン管理を導入している</p>			<p>(案)</p> <p>2 道路占用規則 合併時に、弥栄町の規則を基に調整し、新たな規則を制定する。 (道路法の規定に基づく処理のため、必ずしも規則の制定は必要ではないものの、より明確にさせるため規則を制定する。)</p> <p>3 占用申請書の管理 当面は業務に大きな支障がないため、現行のとおり新市に継承することとする。ただし、新市以降後は、徐々にパソコン管理に移行するよう調整する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-24 建設関係事業の取扱い				整理番号		専門部会名	建設部会
分類	8 分譲宅地						分科会名	都市計画建設分科会
	現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 造成の有無と目的								
造成の有無	有	無	同左	有	同左	同左		
目的	若者の定着と地域の活性化を図る			若者の定着と地域の活性化を図る	同左	同左		
2 造成								
分譲宅地の造成状況	丹波 = 10区画(完売) 長岡 = 25区画 (内17区画契約済)	無	同左	間人 = 26区画(完売)	和田野 = 9区画 (8区画契約済) (他、4,000mを造成中)	長柄 = 8区画(完売)		
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 2 ）

合併協定項目	19 - 24 建設関係事業の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	8 分譲宅地			分科会名	都市計画建設分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>地域住民の要望に応え、若者の定住と地域の活性化を図るため、さらに造成が必要である。</p>			<p>(案) 新市移行後においても、地域住民の要望に応え、若者の定住と地域の活性化を図るため、計画的に分譲宅地を造成するよう努める。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

協議第2号

19-25 公営住宅の取扱い(その2)

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い			整理番号		専門部会名	建設部会
分類	2 特定公共賃貸住宅			分科会名		住宅分科会	
	現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 住宅の目的			中堅所得者等の居住の用に供する住居環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するための住宅				
2 住宅の概要							
団地数	無	無	1団地	無	無	無	
団地名			福田団地				
棟数			2棟				
戸数			4戸				
敷地			町有地				
家賃収入額 (平成13年度分)			1,930,000円				
根拠条例・要綱・規則等			網野町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	2 特定公共賃貸住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 住宅の目的・2 住宅の概要 網野町のみを設置となっている。</p>			<p>(案) 1 住宅の目的・2 住宅の概要 特定公共賃貸住宅については、現状のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い				整理番号	専門部会名	建設部会
分類	3 定住促進住宅					分科会名	住宅分科会
	現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 住宅の目的	無	無	無	若者定住等を促進することを目的とし、入居者が入居開始後10年間継続して入居している場合に、当該住宅を有償譲渡することができる住宅	無	無	
2 住宅の概要							
団地数	無	無	無	1団地	無	無	
団地名				久僧団地			
棟数				3棟			
戸数				3戸			
敷地				町有地			
家賃収入額 (平成13年度分)				840,000円			
根拠条例・要綱・規則等				丹後町定住促進住宅設置並びに管理に関する条例			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	3 定住促進住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 住宅の目的・2 住宅の概要 丹後町のみを設置となっている。</p>			<p>(案) 1 住宅の目的・2 住宅の概要 定住促進住宅については、現状のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い											整理番号		専門部会名	建設部会																							
分類	4 府営住宅											分科会名	住宅分科会																									
現 況																																						
項 目	峰山町				大宮町		網野町				丹後町		弥栄町		久美浜町																							
1 住宅の概要																																						
団地名	峰山団地	荒山団地	湯田団地	長岡団地	余部団地	口大野団地	網野(小浜)団地	網野(北大路)団地	松岡団地	浜詰団地	長浜団地	家の谷団地	堤団地	角田団地	十楽団地	久美浜団地	殿町団地																					
棟数	1棟	3棟	8棟	2棟	5棟	4棟	4棟	6棟	14棟	2棟	7棟	8棟	4棟	2棟	4棟	4棟	5棟																					
戸数	4戸	6戸	40戸	50戸	7戸	54戸	8戸	6戸	61戸	10戸	10戸	26戸	18戸	36戸	20戸	6戸	22戸																					
敷地	町有地	町有地	町有地	府有地	町有地	府有地	区有地	町有地	町有地	区有地	区有地	町有地	町有地	府有地	町有地	町有地	町有地																					
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td>峰山町</td> <td>大宮町</td> <td>網野町</td> <td>丹後町</td> <td>弥栄町</td> <td>久美浜町</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>14棟</td> <td>9棟</td> <td>26棟</td> <td>15棟</td> <td>6棟</td> <td>13棟</td> <td>83棟</td> </tr> <tr> <td>100戸</td> <td>61戸</td> <td>85戸</td> <td>36戸</td> <td>54戸</td> <td>48戸</td> <td>384戸</td> </tr> </table>																		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計	14棟	9棟	26棟	15棟	6棟	13棟	83棟	100戸	61戸	85戸	36戸	54戸	48戸	384戸
峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	合計																																
14棟	9棟	26棟	15棟	6棟	13棟	83棟																																
100戸	61戸	85戸	36戸	54戸	48戸	384戸																																
根拠条例・要綱・規則等																																						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	4 府営住宅	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
参考資料			(案) -		
小委員会確認期日		協議会確認期日			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い					整理番号	専門部会名	建設部会
分類	5 入居者選考委員会					分科会名	住宅分科会	
項目	現況							
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 委員会設置の有無	有	同左	同左	同左	同左	同左		
2 委員会の名称	峰山町町営住宅入居者選考委員会	大宮町町営住宅入居者選考委員会	網野町町営住宅入居者選考委員会	丹後町町営住宅入居者選考委員会	弥栄町町営住宅入居者選考委員会	久美浜町町営住宅入居者選考委員会		
3 委員会の目的	町営住宅の入居者の選定について審議する。	同左	同左	同左	同左	同左		
4 委員会の構成	委員6名により構成 任期2年	委員長1名・委員若干名(実質4名)により構成 委員長は町長 任期2年	委員(知識経験者)5名により構成 任期2年	委員長1名・委員(学識経験者)6名以内により構成 委員長は助役 委員は町長がそのつど委嘱	議会議長・地元区長・老人会長・社会福祉協議会長	委員若干名により構成 任期2年		
5 報酬	6,000円/半日	5,000円/回	6,000円/回	6,000円/回	3,000円/半日	6,100円/日		
根拠条例・要綱・規則等	・峰山町町営住宅入居者選考委員会規程 ・峰山町特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する条例	・大宮町町営住宅入居者選考委員会規程 ・大宮町特別職職員の給与に関する条例	・網野町町営住宅入居者選考委員会規程 ・非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例	・丹後町町営住宅設置並びに管理条例施行規程 ・丹後町特別職職員の給与に関する条例	・弥栄町町営住宅の設置及び管理に関する条例 ・議会の議員等の報酬及び費用弁償に関する条例	・久美浜町町営住宅入居者選考委員会規程 ・久美浜町特別職の職員の報酬等に関する条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会
分類	5 入居者選考委員会	分科会名	住宅分科会		
課 題			調 整 結 果		
特になし(各町に入居者選考委員会が設置されている)			(案) 新市においても、入居者選考委員会を設置する。 委員の構成については、新市に移行後、調整する。		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-25 公営住宅の取扱い	整理番号		専門部会名	建設部会	
分類	6 公営住宅再生マスタープラン	分科会名	住宅分科会			
	現 況					
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 マスタープラン策定の有無	無	有	有	無	無	無
2 マスタープランの概要						
		平成8年度	平成6年度			
策定年度						
名 称		大宮町公営住宅再生マスタープラン	網野町公営住宅再生マスタープラン			
目 的		老朽化・狭小化した現住宅の建替及び高齢化社会への対応	既存公営住宅の建替計画			
概 要		余部団地建替40戸 特公賃建設10戸 山本団地建替20戸 特公賃建設10戸 宮向団地建替20戸 周枳団地建替30戸 姫御前団地建替20戸	松原団地移転建替 第1期 府営住宅松岡団地の立ち退き後の町営住宅建替及び残地の宅地分譲 松原団地移転建替 第2期 新規団地の建設			
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 25 公営住宅の取扱い	整理番号	専門部会名	建設部会
分類	6 公営住宅再生マスタープラン		分科会名	住宅分科会
課 題		調 整 結 果		
大宮町・網野町のみ公営住宅再生マスタープランが作成されている。		<p>(案)</p> <p>新市において、新たな公営住宅の再生プランを作成する。 (各町が管理している公営住宅については、老朽住宅も多く存在するため、建替計画を含めた新たな公営住宅の再生プランを作成する必要がある)</p>		
		小委員会確認期日	平成14年7月9日	協議会確認期日

協議第3号

19-26 上水道等の取扱い

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い				整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	1 上水道事業				分科会名	上水道分科会		
		現 況						
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
1 上水道計画								
計画の有無	有	有	有	有	無	無		
2 上水道事業の概要 (平成13年度実績)								
給水区域内人口(人)	13,954人	8,186人	10,277人	3,305人	無	無		
給水人口(人)	13,939人	8,125人	9,660人	3,305人				
給水戸数(戸)	5,115戸	2,658戸	3,160戸	1,081戸				
普及率(%)	99.9%	99.3%	94.0%	100.0%				
年間給水量(m3)	1,814,671m3	915,296m3	1,227,521m3	501,749m3				
一日最大給水量(m3)	7,055m3	3,814m3	4,268m3	2,305m3				
一日平均給水量(m3)	4,971m3	2,507m3	3,363m3	1,375m3				
有収率(%)	80.1%	84.2%	72.0%	75.2%				
供給単価(円)	170.72円	148.88円	192.52円	220.44円				
給水原価(円)	167.30円	118.50円	160.05円	226.18円				
地区数	35地区	6地区	26地区	8地区				
地区名	四軒・不瀬他	口大野・周枳他	網野・浅茂川他	間人・竹野地区他				
現 有 施 設 概 要	施設名	菅浄水場・中野浄水場・大路浄水場・新町浄水場	口大野浄水場・竹野川浄水場・河辺浄水場・善王寺浄水場	小浜浄水場・新庄浄水場	荒木野浄水場			
	水源の種別	地下水・表流水	湖沼水・伏流水・表流水	伏流水・表流水・地下水	地下水・湧水			
	取水方法	取水井・取水榭・堰堤	取水菅・集水埋渠・締切堰堤	取水井・集水埋渠	取水井・集水埋渠			
	取水量(m3/日)	8,308m3	4,016m3	4,134m3	3,366m3			
	水利権	竹野川・鱒留川	竹野川・大谷川	福田川・離湖	無			
	浄水方法	緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過	緩速ろ過・急速ろ過	緩速・急速・活性炭	急速ろ過・生物接触ろ過			
	浄水量(m3/日)	7,750m3	3,650m3	3,551m3	3,060m3			
配水池別池数	愛宕山配水池=3池 西谷配水池=1池 小西配水池=2池 橋木配水池=2池 大路配水池=4池 新町配水池=3池	口大野配水池=4池 竹野川配水池=2池 河辺配水池=4池 善王寺配水池=4池	小浜=2池 島津=2池 遊=2池 掛津=2池 新庄=2池	高区配水池=4池 低区配水池=2池 三宅配水池=2池 砂方配水池=2池				
根拠条例・要綱・規則等	峰山町水道事業の設置等に関する条例	大宮町水道事業の設置等に関する条例	網野町水道事業の設置等に関する条例	丹後町水道事業の設置等に関する条例				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	1 上水道事業	分科会名		分科会名	上水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 上水道計画 新市における上水道計画が必要</p> <p>2 上水道事業の概要 なし</p>			<p>(案)</p> <p>1 上水道計画 新市に移行後、新たな計画を作成する。</p> <p>2 上水道事業の概要 上水道施設については、現行のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い					整理番号		専門部会名	上下水道部会	
分類	2 簡易水道事業					分科会名	上水道分科会			
		現況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町				
1 簡易水道計画										
計画の有無	無	有	有	有	有	有				
2 簡易水道事業の概要 (平成12年度実績)										
箇所数	無	7箇所	5箇所	9箇所	6箇所	17箇所				
給水区域内人口(人)		2,975人	5,565人	3,820人	6,002人	12,263人				
給水人口(人)		2,938人	5,565人	3,762人	5,975人	12,237人				
給水戸数(戸)		935戸	1,412戸	1,264戸	1,775戸	3,834戸				
普及率(%)		98.8%	100.0%	98.5%	99.6%	99.8%				
年間給水量(m3)		212,045m3	643,163m3	524,936m3	854,844m3	1,486,533m3				
一日最大給水量(m3)		1,026m3	2,867m3	2,445m3	3,280m3	6,667m3				
一日平均給水量(m3)		577m3	1,762m3	1,438m3	2,342m3	4,073m3				
有収率(%)		85.6%	79.1%	71.5%	88.6%	77.4%				
供給単価(円)		151.63円	191.56円	177.61円	103.21円	165.87円				
給水原価(円)		165.58円	172.06円	116.41円	110.69円	165.97円				
地区数		9地区	20地区	22地区	20地区	68地区				
現有施設概要	水源の種類		表流水・伏流水	地下水・表流水・湧水	地下水・表流水・伏流水・湧水	地下水・表流水・湧水	井戸水・表流水			
	取水方法		締切堰堤・集水管・集水埋渠	取水井・堰堤・集水埋渠	取水井・集水埋渠・集水管	取水井・堰堤・集水埋渠	取水井・取水埋渠・取水樹			
	取水量(m3/日)		1,068m3	1,938m3	2,690m3	3,024m3	7,817m3			
	水利権		竹野川	無	無	無	無			
	浄水方法		急速ろ過・緩速ろ過・膜ろ過	緩速ろ過・急速ろ過・膜ろ過 連続移動床砂ろ過・滅菌	急速ろ過・緩速ろ過・滅菌 連続移動床砂ろ過	急速ろ過・緩速ろ過・滅菌	急速ろ過・緩速ろ過・滅菌			
	浄水量(m3/日)		938m3	1,850m3	2,421m3	2,880m3	6,817m3			
	箇所別配水池数		奥大野配水池=3池 常吉配水池=2池 三重配水池=2池 森本配水池=4池 竹野川配水池=3池 五十河配水池=2池 久住配水池=2池	磯=3池 郷=3池 浅茂川=2池 生野内=2池 岡田=2池 松ヶ崎=4池 俵野=2池 橋=2池 浜詰=3池 塩江=7池	平配水池=2池 袖志配水池=2池 中浜高配水池=2池 谷内配水池=2池 久・中第1配水池=2池 第2配水池=2池 第3配水池=2池 遠下配水池=2池 豊栄配水池=1池 成願寺配水池=2池 竹野・筆石配水池=2池 乗原・矢畑・八木・橋本・徳光(各1池)5池	芋野・吉沢配水池=2池 溝谷配水池=1池 和田野配水池=1池 和田野第2配水池=1池 外村配水池=2池 等楽寺配水池=2池 船木配水池=2池 須川配水池=2池 野中配水池=2池	久美浜配水池=2池・海部配水池=2池・佐濃田村配水池=3池・佐野南留配水池=2池・川上西部配水池=1池・神野配水池=1池・川上南部配水池=1池・三原配水池=1池・湊配水池=1池・佐野甲配水池=1池・三谷馬地配水池=1池・河梨配水池=1池・円頓寺配水池=1池・神谷配水池=1池・奥馬地配水池=1池・甲坂配水池=1池・河内配水池=1池			
根拠条例・要綱・規則等		大宮町簡易水道施設の設置並びに管理に関する条例	網野町簡易水道の設置及び管理に関する条例	丹後町簡易水道事業施設の設置並びに管理に関する条例	弥栄町簡易水道施設等設置条例	久美浜町簡易水道等の設置及び管理に関する条例				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 簡易水道事業	分科会名		分科会名	上水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 簡易水道計画 新市における簡易水道計画が必要</p> <p>2 簡易水道事業の概要 なし</p>			<p>(案)</p> <p>1 簡易水道計画 新市に移行後、新たな計画を作成する。</p> <p>2 簡易水道事業の概要 簡易水道施設については、現行のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

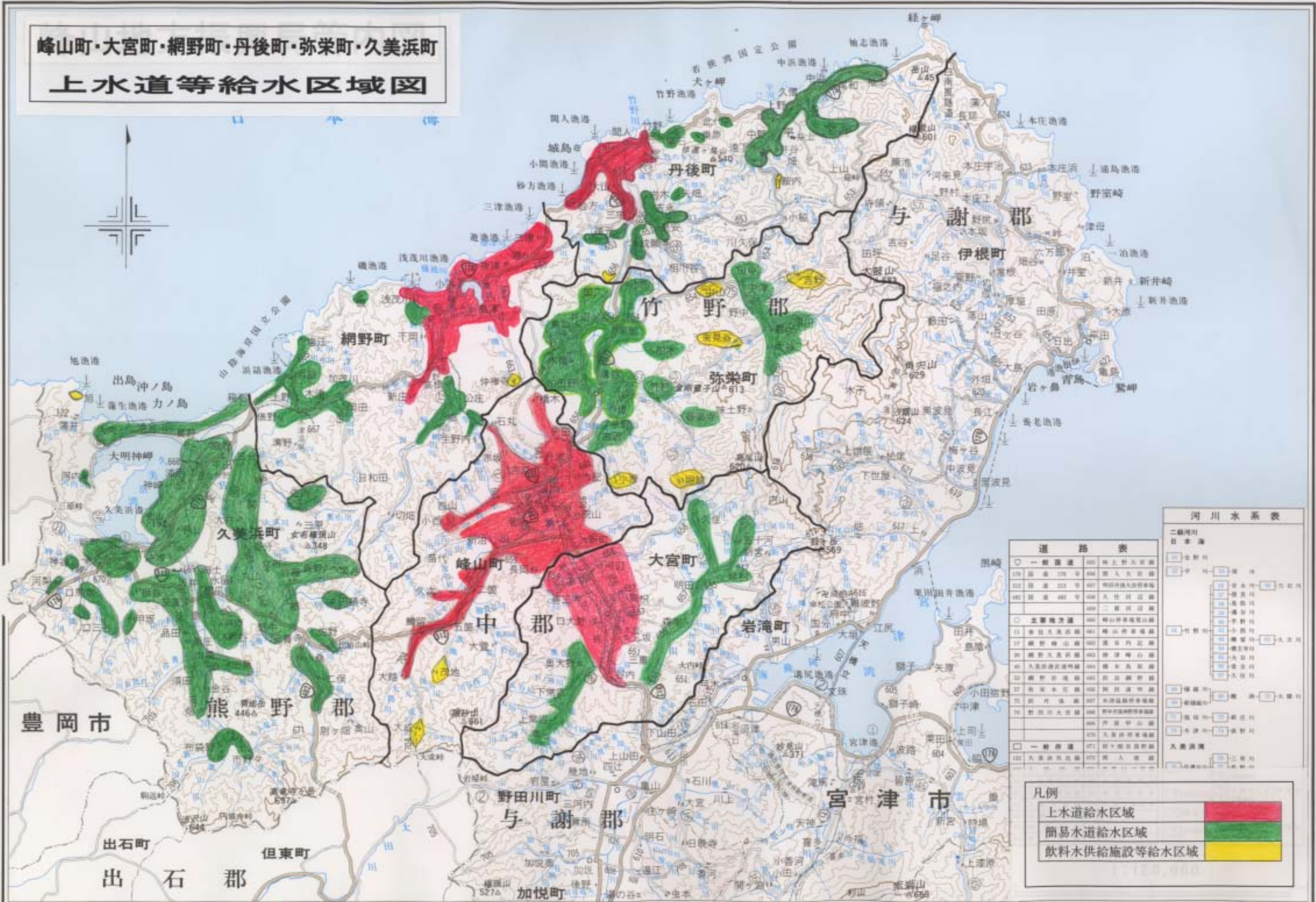
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い					整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 飲料水供給施設等							分科会名	上水道分科会
		現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町			
1 飲料水供給施設等の計画									
計画の有無	有	無	有	有	有	有	有	有	
2 飲料水供給施設等の概要 (平成12年度実績)									
施設名	飲料水供給施設	飲料水簡易給水施設	無	飲料水供給施設	飲料水供給施設	飲料水供給施設	簡易給水施設	飲料水供給施設	
箇所数	1箇所	1箇所		1箇所	2箇所	4箇所	1箇所	1箇所	
簡易水道に準拠の有無	無	無		有	無	有	無	有	
行政区域内人口(人)	11人	10人		34人	138人	84人	15人	72人	
給水人口(人)	11人	10人		34人	138人	84人	15人	72人	
給水戸数(戸)	6戸	6戸		10戸	70戸	38戸	6戸	16戸	
普及率(%)	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
年間給水量(m3)	2,489m3	1,690m3		1,460m3		6,101m3	1,218m3	9,786m3	
一日最大給水量(m3)	8m3	6m3		7m3		19m3	4m3	97m3	
一日平均給水量(m3)	7m3	5m3		3m3		17m3	3m3	27m3	
有収率(%)	90.1%	92.2%		95.0%		99.5%	99.6%	92.3%	
供給単価(円)	37.60円	64.50円		191.56円		102.49円	106.73円	172.99円	
給水原価(円)	29.90円	50.03円		172.06円		92.23円	99.34円	173.12円	
地区数	1地区	1地区		1地区	2地区	4地区	1地区	1地区	
地区名	茂地	大成		仲禅寺	西小田・鞍内	小原・掘越・来見谷・吉野	中山	旭	
現有施設概要	水源の種別	表流水	湧水		表流水		表流水・湧水	表流水	表流水
	取水方法	取水埋渠	取水柵		堰堤		集水管・堰堤	堰堤	取水柵
	取水量(m3)	13m3	7m3		14m3		45m3	5m3	35m3
	水利権	無	無		無		無	無	無
	浄水方法	緩速ろ過	緩速ろ過		急速ろ過		緩速ろ過・滅菌	上向き式ろ過	緩速ろ過
	浄水量(m3)	12m3	6m3		13m3		39m3	4m3	32m3
	配水池容量(m3)	12m3	13m3		27m3		65m3	20m3	62m3
						・施設維持管理は地区及び個人の対応			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例			網野町飲料水供給施設の設置及び管理に関する条例	無	弥栄町簡易水道施設等設置条例 弥栄町簡易給水施設の設置及び管理に関する条例	久美浜町簡易水道等の設置及び管理に関する条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-26 上水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 飲料水供給施設等			分科会名	上水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 飲料水供給施設等の計画 新市における飲料水供給施設等の計画が必要</p> <p>2 飲料水供給施設等の概要 なし</p>			<p>(案)</p> <p>1 飲料水供給施設等の計画 新市に移行後、新たな計画を作成する。</p> <p>2 飲料水供給施設等の概要 飲料水供給施設等については、現行のまま新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
上水道等給水区域図



河川水系表

二級河川
日本海

11 野田川

12 中津川

13 三津川

14 竹野川

15 久美川

16 大宮川

17 久美川

18 大宮川

19 大宮川

20 大宮川

21 大宮川

22 大宮川

23 大宮川

24 大宮川

25 大宮川

26 大宮川

27 大宮川

28 大宮川

29 大宮川

30 大宮川

31 大宮川

32 大宮川

33 大宮川

34 大宮川

35 大宮川

36 大宮川

37 大宮川

38 大宮川

39 大宮川

40 大宮川

41 大宮川

42 大宮川

43 大宮川

44 大宮川

45 大宮川

46 大宮川

47 大宮川

48 大宮川

49 大宮川

50 大宮川

51 大宮川

52 大宮川

53 大宮川

54 大宮川

55 大宮川

56 大宮川

57 大宮川

58 大宮川

59 大宮川

60 大宮川

61 大宮川

62 大宮川

63 大宮川

64 大宮川

65 大宮川

66 大宮川

67 大宮川

68 大宮川

69 大宮川

70 大宮川

71 大宮川

72 大宮川

73 大宮川

74 大宮川

75 大宮川

76 大宮川

77 大宮川

78 大宮川

79 大宮川

80 大宮川

81 大宮川

82 大宮川

83 大宮川

84 大宮川

85 大宮川

86 大宮川

87 大宮川

88 大宮川

89 大宮川

90 大宮川

91 大宮川

92 大宮川

93 大宮川

94 大宮川

95 大宮川

96 大宮川

97 大宮川

98 大宮川

99 大宮川

100 大宮川

道路表

101 一般国道	102 林上野大宮線
103 国道 179 号	104 野田川大宮線
105 国道 332 号	106 野田川大宮線
106 国道 402 号	107 大宮川大宮線
107 国道 402 号	108 大宮川大宮線
108 国道 402 号	109 大宮川大宮線
109 国道 402 号	110 大宮川大宮線
110 国道 402 号	111 大宮川大宮線
111 国道 402 号	112 大宮川大宮線
112 国道 402 号	113 大宮川大宮線
113 国道 402 号	114 大宮川大宮線
114 国道 402 号	115 大宮川大宮線
115 国道 402 号	116 大宮川大宮線
116 国道 402 号	117 大宮川大宮線
117 国道 402 号	118 大宮川大宮線
118 国道 402 号	119 大宮川大宮線
119 国道 402 号	120 大宮川大宮線
120 国道 402 号	121 大宮川大宮線
121 国道 402 号	122 大宮川大宮線
122 国道 402 号	123 大宮川大宮線
123 国道 402 号	124 大宮川大宮線
124 国道 402 号	125 大宮川大宮線
125 国道 402 号	126 大宮川大宮線
126 国道 402 号	127 大宮川大宮線
127 国道 402 号	128 大宮川大宮線
128 国道 402 号	129 大宮川大宮線
129 国道 402 号	130 大宮川大宮線
130 国道 402 号	131 大宮川大宮線
131 国道 402 号	132 大宮川大宮線
132 国道 402 号	133 大宮川大宮線
133 国道 402 号	134 大宮川大宮線
134 国道 402 号	135 大宮川大宮線
135 国道 402 号	136 大宮川大宮線
136 国道 402 号	137 大宮川大宮線
137 国道 402 号	138 大宮川大宮線
138 国道 402 号	139 大宮川大宮線
139 国道 402 号	140 大宮川大宮線
140 国道 402 号	141 大宮川大宮線
141 国道 402 号	142 大宮川大宮線
142 国道 402 号	143 大宮川大宮線
143 国道 402 号	144 大宮川大宮線
144 国道 402 号	145 大宮川大宮線
145 国道 402 号	146 大宮川大宮線
146 国道 402 号	147 大宮川大宮線
147 国道 402 号	148 大宮川大宮線
148 国道 402 号	149 大宮川大宮線
149 国道 402 号	150 大宮川大宮線
150 国道 402 号	151 大宮川大宮線
151 国道 402 号	152 大宮川大宮線
152 国道 402 号	153 大宮川大宮線
153 国道 402 号	154 大宮川大宮線
154 国道 402 号	155 大宮川大宮線
155 国道 402 号	156 大宮川大宮線
156 国道 402 号	157 大宮川大宮線
157 国道 402 号	158 大宮川大宮線
158 国道 402 号	159 大宮川大宮線
159 国道 402 号	160 大宮川大宮線
160 国道 402 号	161 大宮川大宮線
161 国道 402 号	162 大宮川大宮線
162 国道 402 号	163 大宮川大宮線
163 国道 402 号	164 大宮川大宮線
164 国道 402 号	165 大宮川大宮線
165 国道 402 号	166 大宮川大宮線
166 国道 402 号	167 大宮川大宮線
167 国道 402 号	168 大宮川大宮線
168 国道 402 号	169 大宮川大宮線
169 国道 402 号	170 大宮川大宮線
170 国道 402 号	171 大宮川大宮線
171 国道 402 号	172 大宮川大宮線
172 国道 402 号	173 大宮川大宮線
173 国道 402 号	174 大宮川大宮線
174 国道 402 号	175 大宮川大宮線
175 国道 402 号	176 大宮川大宮線
176 国道 402 号	177 大宮川大宮線
177 国道 402 号	178 大宮川大宮線
178 国道 402 号	179 大宮川大宮線
179 国道 402 号	180 大宮川大宮線
180 国道 402 号	181 大宮川大宮線
181 国道 402 号	182 大宮川大宮線
182 国道 402 号	183 大宮川大宮線
183 国道 402 号	184 大宮川大宮線
184 国道 402 号	185 大宮川大宮線
185 国道 402 号	186 大宮川大宮線
186 国道 402 号	187 大宮川大宮線
187 国道 402 号	188 大宮川大宮線
188 国道 402 号	189 大宮川大宮線
189 国道 402 号	190 大宮川大宮線
190 国道 402 号	191 大宮川大宮線
191 国道 402 号	192 大宮川大宮線
192 国道 402 号	193 大宮川大宮線
193 国道 402 号	194 大宮川大宮線
194 国道 402 号	195 大宮川大宮線
195 国道 402 号	196 大宮川大宮線
196 国道 402 号	197 大宮川大宮線
197 国道 402 号	198 大宮川大宮線
198 国道 402 号	199 大宮川大宮線
199 国道 402 号	200 大宮川大宮線

凡例

上水道給水区域	赤色
簡易水道給水区域	緑色
飲料水供給施設等給水区域	黄色

協議第4号

19-27 下水道等の取扱い

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い										整理番号		専門部会名	上下水道部会			
分類	1 水洗化計画										分科会名	下水道分科会					
項目	現					況											
	峰山町	大宮町	網野町			丹後町				弥栄町		久美浜町					
1 水洗化計画																	
公共(特環)下水道処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	網野処理区	三津処理区	丹後処理区		宇川処理区		無		久美浜処理区					
処理区域内の世帯数(世帯)	4,621	2,931	892	3,799	301	1,423		648				1,944					
処理区域の人口(人)	13,719	9,112	3,045	11,943	1,034	4,258		1,810				6,730					
集落排水事業の処理区名	農排1処理区	農排2処理区		農排2処理区		農排4処理区			漁排1処理区	農排3処理区		農排3処理区					
	大路	三重	森本	切畑	磯	成願寺	筆石	乗原	此代	砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部	第1	第2	
処理区域内の世帯数(世帯)	23	149	74	31	36	122	35	27	33	55	533	364	807	134	619	271	
処理区域の人口(人)	64	421	266	92	147	394	101	69	99	196	1,923	1,336	2,533	530	2,290	950	
合併浄化槽処理区名	大成・茂地・大萱	明田・延利・下常吉・上常吉・五十河・新宮・久住		仲禅寺	溝野	日和田	西小田・内垣・牧の谷・矢畑・井上・井谷・畑・遠下・鞍内・上山			野間	小原	掘越	町内21集落				
処理区域内の世帯数(世帯)	12	443		10	9	5	107			105	12	5	573				
処理区域の人口(人)	18	1,246		34	27	23	366			273	18	8	2,070				
(平成14年3月31日現在)																	
根拠条例・要綱・規則等																	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	1 水洗化計画			分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 水洗化計画 新市における水洗化計画が必要。</p>			<p>(案) 1 水洗化計画 新市に移行後、新たな計画を作成する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い				整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業				分科会名	下水道分科会		
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 事業概要(現事業認可区域)								
事業名	公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道	特定環境保全公共下水道	無	特定環境保全公共下水道		
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	丹後処理区		久美浜処理区		
最終認可・採択年月日	平成12年7月18日		平成13年 3月 5日	平成11年12月10日		平成10年3月16日		
事業期間	平成19年度		平成19年度	平成16年度		平成15年度		
計画処理面積 (ha)	264	149	64	75		99		
計画処理人口 (人)	8,030	4,730	2,400	3,540		2,700		
計画汚水量 (m ³ /日)	3,981	1,801	1,900	2,600		2,920		
計画放流水質 (mg/l) BOD	20		20	20		20		
COD						30		
SS	70		70	70		70		
計画処理能力 (m ³ /日)	7,000		3,000	2,600		3,050		
処理方法	オキシデーションディッチ法		オキシデーションディッチ法	オキシデーションディッチ法		オキシデーションディッチ法		
処理水放流経路	内記谷水路～竹野川		木津川	竹野川		日本海		
処理場敷地面積 (m ²)	46,131		14,100	8,280		26,773		
中継ポンプ場名	第1・第3中継ポンプ場		無	無		第1中継ポン プ場～	第6中継ポ ンプ	第2中継 ポンプ
中継ポンプ場敷地面積 (m ²)	802		無	無		608	1,072	809
主要管渠延長 (m)	10,380	5,650	1,670	4,327		13,020		
認可事業費 (百万円)	10,088	3,959	4,256	4,849		8,011		
2 認可に対する整備状況								
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	丹後処理区		久美浜処理区		
整備済面積 (ha)	65.9	43.4	53.8	52.5		95.8		
整備済管渠延長 (m)	23,867	13,768	15,100	18,147		34,505		
世帯数	836	539	517	687		753		
人口 (人)	2,553	1,793	1,636	2,073		2,667		
整備率 (%)	24.9	29.1	84.0	70.0		96.8		
処理場能力 (m ³ /日)	3,500		1,500	2,600		1,525		
処理場整備率 (%)	50.0		50.0	0		25.0		
中継ポンプ場名	第1・第3ポンプ場		無	無		第1中継ポン プ場～	第6中継ポ ンプ	第2中継 ポンプ
根拠条例・要綱・規則等								
	峰山・大宮公共下水道組合条例		網野町公共下水道条例	無	無	久美浜町下水道条例		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 事業概要(現事業認可区域) なし</p> <p>2 認可に対する整備状況 —</p>			<p>(案)</p> <p>1 事業概要(現事業認可区域) 公共下水道施設については、現行のまま新市に継承する。</p> <p>2 認可に対する整備状況 —</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い			整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名	下水道分科会		
現 況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 供用開始状況							
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	丹後処理区	無	久美浜処理区	
供用開始年月日	平成13年4月1日		平成13年4月20日	平成15年3月31日(予定)		平成9年3月31日	
供用開始面積(ha)	63	36	49	56		48	
世帯数	836	539	437	707		334	
人口(人)	2,553	1,793	1,520	2,135		1,136	
普及率(%)	19.2	19.7	49.9	65.3		20.0	
4 水洗化状況							
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	無	無	久美浜処理区	
宅内排水設備申込世帯数	156	70	80			169	
使用開始世帯数	128	57	73			169	
使用開始人口(人)	404	198	279			592	
5 水洗化率							
処理区名	峰山処理区	大宮処理区	橘処理区	無	無	久美浜処理区	
水洗化率(人口)(%)	15.8	11.0	18.4			10.5	
水洗化率(戸数)(%)	15.3	10.6	16.7			50.5	
流入量(3月の平均)(m ³ /日)	200		97.2			303.4	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	2 公共下水道事業			分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
3 供用開始状況 ――			(案) 3 供用開始状況 ――		
4 水洗化状況 ――			4 水洗化状況 ――		
5 水洗化率 ――			5 水洗化率 ――		
小委員会確認期日		――		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い					整理番号		専門部会名	上下水道部会	
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業					分科会名	下水道分科会			
現 況										
項 目	峰山町	大宮町		網野町	丹後町		弥栄町		久美浜町	
1 事業概要(現事業認可区域)										
事業名	無	農業集落排水事業		無	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	農業集落排水事業			農業集落排水事業
処理区名		三重	森本		成願寺	砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部
最終認可・採択年月日		H9. 4. 10	H9. 4. 10		H6. 6. 27	H11. 4. 6	H1. 5. 30	H4. 4. 18	H7. 4. 10	H8. 5. 17
事業期間		平成13年度	平成13年度		平成8年度	平成10年度	平成4年度	平成6年度	平成12年度	平成13年度
計画処理面積 (ha)		20	6		18	3	53	50	90	15
計画処理人口 (人)		420	310		780	570	2,250	1,750	3,360	530
計画汚水量 (m3/日)		113	84		211	171	608	473	908	143
計画放流水質 (mg/l) BOD		20	20		20	20	20	20	20	20
SS		50	50		50	50	50	50	50	50
計画処理能力 (m3/日)		139	102		211	171	743	578	943	143
処理方法		接触ばっ気	接触ばっ気		接触ばっ気	接触ばっ気	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	回分式活性汚泥方式	連続流入間欠ばっ気
処理水放流経路		竹野川	竹野川		竹野川	日本海	竹野川	竹野川	竹野川	川上谷川～久美浜湾
処理場敷地面積 (m ²)		1,418	884		1,714	991	2,159	1,464	3,080	1,100
主要管渠延長 (m)		3,226	2,457		3,796	1,402	16,478	15,696	26,978	5,960
認可事業費 (百万円)		472	393		737	420	1,456	1,483	2,898	699
2 認可に対する整備状況										
処理区名	無	三重	森本	無	成願寺地区	砂方地区	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部
整備済面積 (ha)		20	6		18	3	53	50	90	15
整備済管渠延長 (m)		3,226	2,457		3,796	1,402	16,478	15,696	26,978	5,960
世帯数		102	77		122	55	546	391	712	132
人口 (人)		420	310		394	196	1,923	1,336	2,533	478
整備率 (%)		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
処理場能力 (m3/日)		139	102		211	171	608	473	908	143
処理場整備率 (%)		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
根拠条例・要綱・規則等		大宮町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例			丹後町集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例		弥栄町農業集落排水処理施設設置及び管理に関する条例		久美浜町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業	分科会名		分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
<p>1 事業概要(現事業認可区域) なし</p> <p>2 認可に対する整備状況 —</p>			<p>(案)</p> <p>1 事業概要(現事業認可区域) 集落排水(農業・漁業)施設については、現行のまま新市に継承する。</p> <p>2 認可に対する整備状況 —</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い						整理番号				専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業						分科会名	下水道分科会				
現 況												
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町						
3 供用開始状況												
処理区名	無	三重	森本	無	成願寺	砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部		
供用開始年月日		H13.10.1	H13.10.1		H9.6.5	H11.6.9	H4.7.1	H6.7.1	H11.7.1	H13.3.27		
供用開始面積 (ha)		20	6		18	3	53	50	90	15		
世帯数		102	77		122	55	469	311	471	132		
人口 (人)		420	310		394	196	1,923	1,336	2,533	478		
普及率 (%)		100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		
4 水洗化状況												
処理区名	無	三重	森本	無	成願寺	砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部		
宅内排水設備申込世帯数		29	23		92	27	469	311	471	31		
使用開始世帯数		20	14		92	27	469	311	471	31		
使用開始人口 (人)		58	49		314	113	1,702	1,179	1,427	108		
使用開始事業所数		2	0		7	2	21	17	23	0		
5 水洗化率												
処理区名	無	三重	森本	無	成願寺	砂方	和田野	黒部	溝谷・吉野	川上南部		
水洗化率 (人口) (%)		13.8	15.8		79.7	57.7	88.5	88.2	56.3	22.6		
水洗化率 (戸数) (%)		19.6	18.2		75.4	49.1	88.0	85.4	58.4	23.5		
流入量 (3月の平均) (m3/日)		16	15		77	35	426	328	529	21		
根拠条例・要綱・規則等												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	3 集落排水(農業・漁業)事業	分科会名		分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
3 供用開始状況 ――			(案) 3 供用開始状況 ――		
4 水洗化状況 ――			4 水洗化状況 ――		
5 水洗化率 ――			5 水洗化率 ――		
小委員会確認期日		――		協議会確認期日	

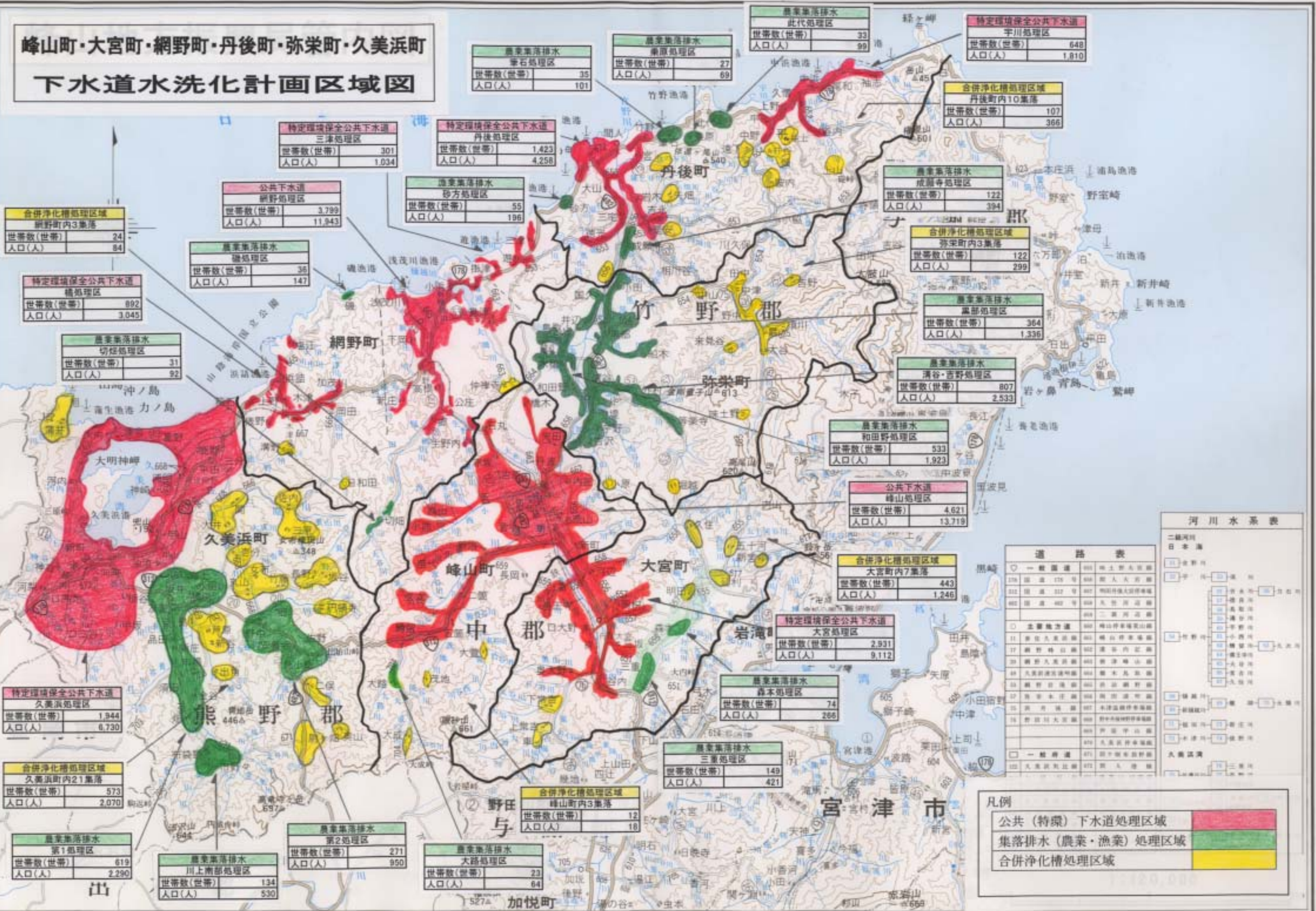
峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い					整理番号	専門部会名	上下水道部会
分類	4 合併浄化槽					分科会名	下水道分科会	
		現			況			
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 整備状況								
設置済個数	353	206	396	125	43	356		
根拠条例・要綱・規則等								

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-27 下水道等の取扱い	整理番号		専門部会名	上下水道部会
分類	4 合併浄化槽			分科会名	下水道分科会
課 題			調 整 結 果		
1 整備状況 ――			(案) 1 整備状況 ――		
小委員会確認期日		――		協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町 下水道水洗化計画区域図



合併浄化槽処理区域	
網野町内3集落	
世帯数(世帯)	24
人口(人)	84

特定環境保全公共下水道	
橋処理区	
世帯数(世帯)	892
人口(人)	3,045

農業集落排水	
切畑処理区	
世帯数(世帯)	31
人口(人)	92

特定環境保全公共下水道	
久美浜処理区	
世帯数(世帯)	1,944
人口(人)	6,730

合併浄化槽処理区域	
久美浜町内21集落	
世帯数(世帯)	573
人口(人)	2,070

農業集落排水	
第1処理区	
世帯数(世帯)	619
人口(人)	2,290

農業集落排水	
川上南部処理区	
世帯数(世帯)	134
人口(人)	530

農業集落排水	
第2処理区	
世帯数(世帯)	271
人口(人)	950

農業集落排水	
大路処理区	
世帯数(世帯)	23
人口(人)	64

合併浄化槽処理区域	
峰山町内3集落	
世帯数(世帯)	12
人口(人)	18

農業集落排水	
森本処理区	
世帯数(世帯)	74
人口(人)	266

農業集落排水	
三重処理区	
世帯数(世帯)	149
人口(人)	421

特定環境保全公共下水道	
三津処理区	
世帯数(世帯)	301
人口(人)	1,034

公共下水道	
網野処理区	
世帯数(世帯)	3,789
人口(人)	11,943

農業集落排水	
磯処理区	
世帯数(世帯)	35
人口(人)	147

農業集落排水	
浅茂川処理区	
世帯数(世帯)	55
人口(人)	196

農業集落排水	
此代処理区	
世帯数(世帯)	33
人口(人)	99

農業集落排水	
兼原処理区	
世帯数(世帯)	27
人口(人)	69

農業集落排水	
丹後処理区	
世帯数(世帯)	1,423
人口(人)	4,258

農業集落排水	
宇石処理区	
世帯数(世帯)	35
人口(人)	101

農業集落排水	
成福寺処理区	
世帯数(世帯)	122
人口(人)	394

合併浄化槽処理区域	
丹後町内10集落	
世帯数(世帯)	107
人口(人)	366

農業集落排水	
高部処理区	
世帯数(世帯)	364
人口(人)	1,336

農業集落排水	
清谷・吉野処理区	
世帯数(世帯)	807
人口(人)	2,533

農業集落排水	
和田野処理区	
世帯数(世帯)	533
人口(人)	1,923

公共下水道	
峰山処理区	
世帯数(世帯)	4,621
人口(人)	13,719

合併浄化槽処理区域	
大宮町内7集落	
世帯数(世帯)	443
人口(人)	1,246

特定環境保全公共下水道	
大宮処理区	
世帯数(世帯)	2,931
人口(人)	9,112

農業集落排水	
岩滝処理区	
世帯数(世帯)	74
人口(人)	266

農業集落排水	
三重処理区	
世帯数(世帯)	149
人口(人)	421

河川水系表	
二級河川	日本海
一級河川	...

道路表	
一般国道	...
主要地方道	...

凡例	
公共(特環)下水道処理区域	赤色
集落排水(農業・漁業)処理区域	緑色
合併浄化槽処理区域	黄色

...	...
-----	-----

...	...
-----	-----

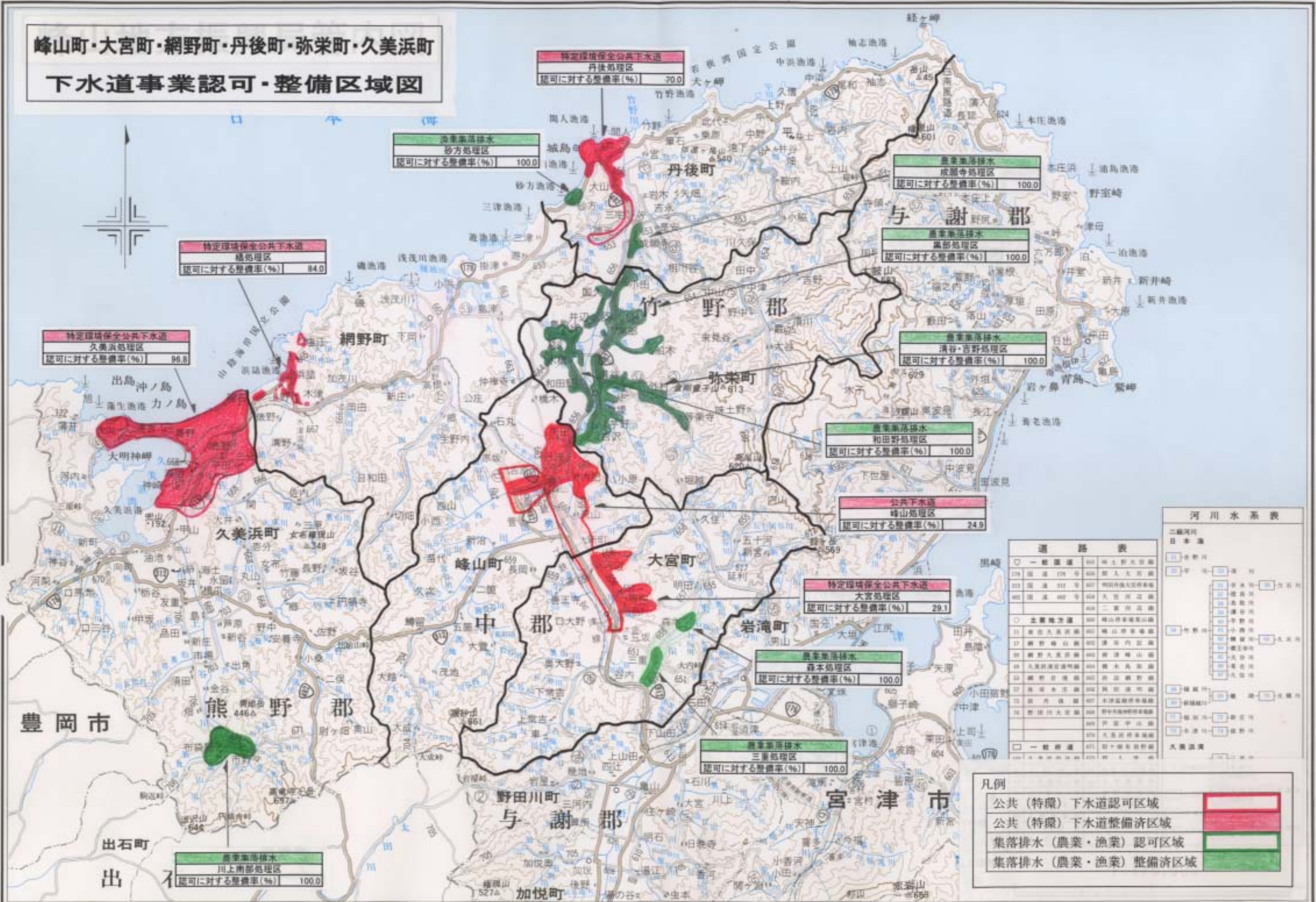
...	...
-----	-----

...	...
-----	-----

...	...
-----	-----

...	...
-----	-----

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町
下水道事業認可・整備区域図



特定環境保全公共下水道
網野処理区
認可に対する整備率(%)
84.0

特定環境保全公共下水道
丹後処理区
認可に対する整備率(%)
70.0

農業集落排水
砂方処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
成瀬寺処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
黒部処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
清谷・吉野処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
和田野処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

公共下水道
峰山処理区
認可に対する整備率(%)
24.9

特定環境保全公共下水道
大宮処理区
認可に対する整備率(%)
29.1

農業集落排水
森本処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
三原処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

農業集落排水
川上南部処理区
認可に対する整備率(%)
100.0

河川水系表

二級河川
日本海
1 網野川
2 丹波川
3 三原川
4 三津川
5 三津川
6 三津川
7 三津川
8 三津川
9 三津川
10 三津川
11 三津川
12 三津川
13 三津川
14 三津川
15 三津川
16 三津川
17 三津川
18 三津川
19 三津川
20 三津川
21 三津川
22 三津川
23 三津川
24 三津川
25 三津川
26 三津川
27 三津川
28 三津川
29 三津川
30 三津川
31 三津川
32 三津川
33 三津川
34 三津川
35 三津川
36 三津川
37 三津川
38 三津川
39 三津川
40 三津川
41 三津川
42 三津川
43 三津川
44 三津川
45 三津川
46 三津川
47 三津川
48 三津川
49 三津川
50 三津川
51 三津川
52 三津川
53 三津川
54 三津川
55 三津川
56 三津川
57 三津川
58 三津川
59 三津川
60 三津川
61 三津川
62 三津川
63 三津川
64 三津川
65 三津川
66 三津川
67 三津川
68 三津川
69 三津川
70 三津川
71 三津川
72 三津川
73 三津川
74 三津川
75 三津川
76 三津川
77 三津川
78 三津川
79 三津川
80 三津川
81 三津川
82 三津川
83 三津川
84 三津川
85 三津川
86 三津川
87 三津川
88 三津川
89 三津川
90 三津川
91 三津川
92 三津川
93 三津川
94 三津川
95 三津川
96 三津川
97 三津川
98 三津川
99 三津川
100 三津川

道路表
1 一般国道
2 一般国道
3 一般国道
4 一般国道
5 一般国道
6 一般国道
7 一般国道
8 一般国道
9 一般国道
10 一般国道
11 一般国道
12 一般国道
13 一般国道
14 一般国道
15 一般国道
16 一般国道
17 一般国道
18 一般国道
19 一般国道
20 一般国道
21 一般国道
22 一般国道
23 一般国道
24 一般国道
25 一般国道
26 一般国道
27 一般国道
28 一般国道
29 一般国道
30 一般国道
31 一般国道
32 一般国道
33 一般国道
34 一般国道
35 一般国道
36 一般国道
37 一般国道
38 一般国道
39 一般国道
40 一般国道
41 一般国道
42 一般国道
43 一般国道
44 一般国道
45 一般国道
46 一般国道
47 一般国道
48 一般国道
49 一般国道
50 一般国道
51 一般国道
52 一般国道
53 一般国道
54 一般国道
55 一般国道
56 一般国道
57 一般国道
58 一般国道
59 一般国道
60 一般国道
61 一般国道
62 一般国道
63 一般国道
64 一般国道
65 一般国道
66 一般国道
67 一般国道
68 一般国道
69 一般国道
70 一般国道
71 一般国道
72 一般国道
73 一般国道
74 一般国道
75 一般国道
76 一般国道
77 一般国道
78 一般国道
79 一般国道
80 一般国道
81 一般国道
82 一般国道
83 一般国道
84 一般国道
85 一般国道
86 一般国道
87 一般国道
88 一般国道
89 一般国道
90 一般国道
91 一般国道
92 一般国道
93 一般国道
94 一般国道
95 一般国道
96 一般国道
97 一般国道
98 一般国道
99 一般国道
100 一般国道

凡例

公共(特環)下水道認可区域	赤色
公共(特環)下水道整備済区域	ピンク色
集落排水(農業・漁業)認可区域	緑色
集落排水(農業・漁業)整備済区域	薄緑色

協議第5号

19-28 農林水産事業の取扱い(その2)

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-1-2		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画		分科会名	農業分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
2 農業振興に関する計画							
地域農業マスタープラン	峰山町地域農業マスタープラン	大宮町地域農業マスタープラン	網野町地域農業マスタープラン	丹後町地域農業マスタープラン	弥栄町地域農業マスタープラン	久美浜町地域農業マスタープラン	
目的	5年後を目標とする経営・生産対策のビジョン	同左	同左	同左	同左	同左	
策定年度	平成12年度	同左	同左	同左	同左	同左	
計画期間	平成12年度～平成16年度	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠法令等	食料・農業・農村基本法 経営対策体制整備推進事業実施要綱	同左	同左	同左	同左	同左	
水田農業振興計画	峰山町水田農業振興計画	大宮町水田農業振興計画	網野町水田農業振興計画	丹後町水田農業振興計画	弥栄町水田農業振興計画	久美浜町水田農業振興計画	
目的	地域の特性を生かした水田農業の振興目標	同左	同左	同左	同左	同左	
策定年度	平成11年度	同左	同左	同左	同左	同左	
計画期間	平成12年度～平成16年度	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠法令等	食料・農業・農村基本法 水田農業経営確立対策実施要綱	同左	同左	同左	同左	同左	
山村振興計画	峰山町新山村振興計画	大宮町第五期山村振興計画	網野町新山村振興計画	丹後町第五期山村振興計画	弥栄町新山村振興計画	久美浜町新山村振興計画	
目的	山村振興の目標を明らかにする	同左	同左	同左	同左	同左	
策定年度	平成7年度	平成12年度	平成10年度	平成13年度	平成10年度	平成8年度	
計画期間	平成7年度～	平成12年度～	平成10年度～	平成13年度～	平成10年度～	平成8年度～	
根拠法令等	山村振興法	同左	同左	同左	同左	同左	
地域指定	山村振興地域 昭和47年度 旧五箇村	山村振興地域 昭和46年度 旧常吉村、旧三重村、旧五十河村	山村振興地域 昭和46年度 旧郷村、旧木津村	山村振興地域 昭和43年度 旧豊栄村	山村振興地域 昭和44年度 旧野間村	山村振興地域 昭和46年度 二区・川上・旧上佐濃・田村地区	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-1-2	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画	分科会名	農業分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 農業振興に関する計画 地域農業マスタープラン なし 水田農業振興計画 なし 山村振興計画 策定年度等に違いがある			(案) 地域農業マスタープラン 新市に移行後、速やかに調整する。 水田農業振興計画 新市に移行後、速やかに調整する。 山村振興計画 新市に移行後、速やかに調整する。		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-1-2		専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画		分科会名	農業分科会			
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 農業振興に関する計画 (続き)							
農業等活性化基盤整備計画	峰山町農業等活性化基盤整備計画	大宮町農業等活性化基盤整備計画	網野町農業等活性化基盤整備計画	丹後町農業等活性化基盤整備計画	弥栄町農業等活性化基盤整備計画	久美浜町農業等活性化基盤整備計画	
目的	特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進	同左	同左	同左	同左	同左	
策定年度	平成7年度	平成12年度	平成6年度	平成7年度	平成7年度	平成7年度	
計画期間	平成7年度～	平成12年度～	平成6年度～	平成7年度～	平成7年度～	平成7年度～	
根拠法令等	特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左	
地域指定	特定農山村地域 平成5年度 旧峰山・旧五箇村	特定農山村地域 平成5年度 全域	特定農山村地域 平成5年度 旧郷村、旧木津村	特定農山村地域 平成5年度 全域	特定農山村地域 平成5年度 全域	特定農山村地域 平成5年度 二区・川上・旧上佐濃・旧下佐濃	
農業基盤の強化の促進に基づく基本構想	峰山町農業基盤の強化の促進に基づく基本構想	大宮町農業基盤の強化の促進に基づく基本構想	網野町農業基盤の強化の促進に基づく基本構想	丹後町農業経営基盤の強化の促進に基づく基本構想	弥栄町農業経営基盤の強化の促進に基づく基本構想	久美浜町農業経営基盤の強化の促進に基づく基本構想	
目的	農業者の農業経営基盤の強化を促進	同左	同左	同左	同左	同左	
策定年度	平成6年度	同左	同左	同左	同左	同左	
計画期間	平成7年度～平成17年度	同左	同左	同左	同左	同左	
根拠法令等	農業経営基盤強化促進法	同左	同左	同左	同左	同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-1-2	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画	分科会名	農業分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>2 農業振興に関する計画 農林業活性化基盤整備計画 策定年度等に違いがある</p> <p>農業基盤の強化の促進に基づく基本構想 なし</p>			<p>(案)</p> <p>農林業活性化基盤整備計画 新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>農業基盤の強化の促進に基づく基本構想 新市に移行後、速やかに調整する。</p>		
			小委員会確認期日	平成14年7月9日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-1-2		専門部会名	農林水産部会	
分類	1 農業の取扱い 2 農業振興計画		分科会名	農業分科会				
現 況								
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町		
2 農業振興に関する計画 (続き)								
中山間地域等直接支払基本方針	峰山町中山間地域等直接支払基本方針	大宮町中山間地域等直接支払基本方針	網野町中山間等直接支払基本方針	丹後町中山間地域等直接支払基本方針	弥栄町中山間地域等直接支払基本方針	久美浜町中山間地域等直接支払基本方針		
目的	中山間地域の農業生産条件に関する不利を補佐することにより多面的機能の確保を図る	同左	同左	同左	同左	同左		
策定年度	平成12年度	同左	同左	同左	同左	同左		
計画期間	平成12年度～平成16年度	同左	同左	同左	同左	同左		
根拠法令等	食料・農業・農村基本法 中山間地域等直接支払交付金実施要領	同左	同左	同左	同左	同左		
酪農・肉用牛生産近代化計画	峰山町酪農・肉用牛生産近代化計画	大宮町酪農・肉用牛生産近代化計画	網野町酪農・肉用牛生産近代化計画	丹後町酪農・肉用牛生産近代化計画	弥栄町酪農振興計画 弥栄町肉用牛生産振興計画	久美浜町酪農・肉用牛生産近代化計画		
目的	酪農及び、肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進する	同左	同左	同左	同左	同左		
策定年度	昭和63年度	昭和63年度	平成12年度	平成7年度	酪農計画 平成7年度 肉用牛計画 平成12年度	平成12年度		
計画期間	平成元年度～	平成元年度～	平成12年度～	平成7年度～	酪農計画 平成7年度～ 肉用牛計画 平成12年度～	平成13年度～		
根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律	同左	同左	同左	同左	同左		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い		整理番号	19-28-1-2	専門部会名	農林水産部会
分類	1 農業の取扱い	2 農業振興計画	分科会名	農業分科会		
課 題				調 整 結 果		
<p>2 農業振興に関する計画 中山間地域等直接支払基本方針 なし</p> <p>酪農・肉用牛生産近代化計画 策定年度等に違いがある</p>				<p>(案)</p> <p>中山間地域等直接支払基本方針 新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>酪農・肉用牛生産近代化計画 新市に移行後、速やかに調整する。</p>		
小委員会確認期日				平成14年7月9日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-5	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 5 水産関連台帳	分科会名	水産分科会		
現 況					
項 目		網 野 町	丹 後 町	久 美 浜 町	
1 漁港台帳 ・台帳の有無 ・台帳の更新時期 ・根拠法令等		有 随時 漁港漁場整備法	同左 同左 同左	同左 同左 同左	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (漁港台帳) 第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。 </div>					
2 漁礁台帳 ・台帳の有無 ・台帳の更新時期 ・根拠法令等		有 随時 なし	同左 同左 同左	同左 同左 同左	
3 占用台帳 ・台帳の有無 ・台帳の更新時期 ・根拠法令等		有 随時 なし	同左 同左 同左	同左 同左 同左	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-5	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 5 水産関連台帳	分科会名	水産分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 漁港台帳 各町同一の事務をしている。</p> <p>2 漁礁台帳 各町同一の事務をしている。</p> <p>3 占用台帳 各町同一の事務をしている。</p>			<p>(案)</p> <p>1 漁港台帳 現行のまま、新市に継承する。</p> <p>2 漁礁台帳 現行のまま、新市に継承する。</p> <p>3 占用台帳 現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日			平成14年7月9日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会																																																																													
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料、手数料	分科会名	水産分科会																																																																															
現 況																																																																																		
項 目	網 野 町	丹 後 町		久 美 浜 町																																																																														
1 漁港施設使用料	網野町漁港管理条例	丹後町漁港管理条例		久美浜町漁港管理条例																																																																														
・根拠法令等																																																																																		
・料率等																																																																																		
	丹後町	久美浜町																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>使用目的</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td> <td>事務所、店舗の敷地</td> <td>1㎡につき 1年</td> <td>円 140</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2種</td> <td rowspan="2">1種以外の建物及びその付属物、荷役場、荷役機械、網染場、油タンクその他これらに類するものの敷地</td> <td rowspan="2">1㎡につき 1年</td> <td>90</td> <td>岸壁、護岸敷及び道路以外の部分</td> </tr> <tr> <td>270</td> <td>岸壁、護岸敷及び道路の部分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3種</td> <td rowspan="3">諸管、水きよ、その他これらに類するものの敷地</td> <td rowspan="3">1㎡につき 1年</td> <td>40</td> <td>直径10cm未満の場合</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>直径10cm以上40cm未満の場合</td> </tr> <tr> <td>250</td> <td>直径40cm以上の場合</td> </tr> <tr> <td>4種</td> <td>電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地</td> <td>1本又は1基につき 1年</td> <td>680</td> <td>鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。</td> </tr> <tr> <td>5種</td> <td>広告物、看板その他これらに類するものの敷地</td> <td>1㎡につき 1年</td> <td>260</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6種</td> <td>素地のまま使用するもの</td> <td>1㎡につき 1年</td> <td>8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	使用目的	単位	金額	摘 要	1種	事務所、店舗の敷地	1㎡につき 1年	円 140		2種	1種以外の建物及びその付属物、荷役場、荷役機械、網染場、油タンクその他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分	270	岸壁、護岸敷及び道路の部分	3種	諸管、水きよ、その他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	40	直径10cm未満の場合	100	直径10cm以上40cm未満の場合	250	直径40cm以上の場合	4種	電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基につき 1年	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。	5種	広告物、看板その他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	260		6種	素地のまま使用するもの	1㎡につき 1年	8		<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">(1)水管、下水道管その他これに類するもの</td> <td rowspan="3">1㎡につき1年</td> <td>円 70</td> <td>外径が0.4m未満のもの</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>外径が0.4m以上1.0m未満のもの</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>外径が1.0m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>(2)電柱及び電柱の支線又は支柱、標識その他これらに類するもの</td> <td>1本又は1基につき1年</td> <td>650</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)変圧塔、送電塔その他これに類するもの</td> <td>使用面積1㎡につき1年</td> <td>500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(4)広告物、看板その他これに類するもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>1,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(5)船舶の係留</td> <td>使用面積1㎡につき1月</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(6)前各号に定める工作物以外の工作物</td> <td>使用面積1㎡につき1月</td> <td>150</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7)工作物の設置を目的としない場合</td> <td>使用面積1㎡につき1月</td> <td>15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				使用物件	単位	金額	摘要	(1)水管、下水道管その他これに類するもの	1㎡につき1年	円 70	外径が0.4m未満のもの	200	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	450	外径が1.0m以上のもの	(2)電柱及び電柱の支線又は支柱、標識その他これらに類するもの	1本又は1基につき1年	650		(3)変圧塔、送電塔その他これに類するもの	使用面積1㎡につき1年	500		(4)広告物、看板その他これに類するもの	表示面積1㎡につき1年	1,500		(5)船舶の係留	使用面積1㎡につき1月	150		(6)前各号に定める工作物以外の工作物	使用面積1㎡につき1月	150		(7)工作物の設置を目的としない場合	使用面積1㎡につき1月	15	
種別	使用目的	単位	金額	摘 要																																																																														
1種	事務所、店舗の敷地	1㎡につき 1年	円 140																																																																															
2種	1種以外の建物及びその付属物、荷役場、荷役機械、網染場、油タンクその他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分																																																																														
			270	岸壁、護岸敷及び道路の部分																																																																														
3種	諸管、水きよ、その他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	40	直径10cm未満の場合																																																																														
			100	直径10cm以上40cm未満の場合																																																																														
			250	直径40cm以上の場合																																																																														
4種	電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基につき 1年	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。																																																																														
5種	広告物、看板その他これらに類するものの敷地	1㎡につき 1年	260																																																																															
6種	素地のまま使用するもの	1㎡につき 1年	8																																																																															
使用物件	単位	金額	摘要																																																																															
(1)水管、下水道管その他これに類するもの	1㎡につき1年	円 70	外径が0.4m未満のもの																																																																															
		200	外径が0.4m以上1.0m未満のもの																																																																															
		450	外径が1.0m以上のもの																																																																															
(2)電柱及び電柱の支線又は支柱、標識その他これらに類するもの	1本又は1基につき1年	650																																																																																
(3)変圧塔、送電塔その他これに類するもの	使用面積1㎡につき1年	500																																																																																
(4)広告物、看板その他これに類するもの	表示面積1㎡につき1年	1,500																																																																																
(5)船舶の係留	使用面積1㎡につき1月	150																																																																																
(6)前各号に定める工作物以外の工作物	使用面積1㎡につき1月	150																																																																																
(7)工作物の設置を目的としない場合	使用面積1㎡につき1月	15																																																																																

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料等	分科会名	水産分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 漁港施設使用料 各町に相違がある。</p>			<p>(案) 1 漁港施設使用料 合併時に、丹後町の使用料に統一する。</p> <p>(理由) 新市における漁港施設使用料については、京都府の漁港施設使用料と同じである、丹後町の漁港施設使用料に統一する。尚、丹後町中浜漁港は府管理漁港であり、京都府の漁港施設使用料が適用されている。</p>		
小委員会確認期日			平成14年7月9日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料、手数料	分科会名	水産分科会		

現 況

項 目		現 況																																																																																																																												
1 漁港施設使用料 ・料率等(つづき)	網野町																																																																																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>占有物件</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">電柱・電話柱及び支線又は支柱その他これらに類するもの</td> <td rowspan="7">1本につき1年</td> <td>円</td> <td rowspan="7">支線及び支柱はそれぞれの第1種柱類とみなす</td> </tr> <tr> <td>770</td> </tr> <tr> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>690</td> </tr> <tr> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>1,500</td> </tr> <tr> <td>その他の柱類</td> <td></td> <td>53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共架電線その他上空に設ける線類</td> <td>長さ1mにつき1年</td> <td>7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下電線その他地下に設ける線類</td> <td></td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地上に設ける変圧器</td> <td>1個につき1年</td> <td>520</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下に設ける変圧器</td> <td>占有面積1㎡につき1年</td> <td>360</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話</td> <td>1個につき1年</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td>郵便差出箱</td> <td></td> <td>450</td> <td></td> </tr> <tr> <td>広告塔</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">水管、下水道管その他これらに類するもの</td> <td rowspan="5">長さ1.0mにつき1年</td> <td>外径が0.1m未満のもの</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>外径が0.1m以上0.15m未満のもの</td> <td>53</td> </tr> <tr> <td>外径が0.15m以上0.2m未満のもの</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>外径が0.2m以上0.4m未満のもの</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>外径が0.4m以上1.0m未満のもの</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>外径が1.0m以上のもの</td> <td></td> <td>710</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類する施設</td> <td>占有面積1㎡につき1年</td> <td>1,100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地下室、通路その他これらに類する施設</td> <td rowspan="3">占有面積1㎡につき1年</td> <td>上空に設ける通路</td> <td>710</td> </tr> <tr> <td>地下に設ける通路</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1,100</td> </tr> </tbody> </table>	占有物件	単位	金額	摘要	電柱・電話柱及び支線又は支柱その他これらに類するもの	1本につき1年	円	支線及び支柱はそれぞれの第1種柱類とみなす	770	1,200	1,600	690	1,100	1,500	その他の柱類		53		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7		地下電線その他地下に設ける線類		4		地上に設ける変圧器	1個につき1年	520		地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	360		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,100		郵便差出箱		450		広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100		水管、下水道管その他これらに類するもの	長さ1.0mにつき1年	外径が0.1m未満のもの	36	外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53	外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71	外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140	外径が0.4m以上1.0m未満のもの	360	外径が1.0m以上のもの		710		日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類する施設	占有面積1㎡につき1年	1,100		地下室、通路その他これらに類する施設	占有面積1㎡につき1年	上空に設ける通路	710	地下に設ける通路	360	その他のもの	1,100	<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="2">露店、商品置場その他これらに類するもの</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>占有面積1㎡につき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">看板(アーチであるものを除く。)</td> <td>一時的に設けるもの</td> <td>表示面積1㎡につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>表示面積1㎡につき1年</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>標識</td> <td></td> <td>1本につき1年</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旗ざお</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>1本につき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>1本につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幕(工事用施設であるものを除く。)</td> <td>祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの</td> <td>その面積1㎡につき1日</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td>その面積1㎡につき1月</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">アーチ</td> <td>臨街道路を横断するもの</td> <td>1基につき1月</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>その他のもの</td> <td></td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>前各号に定める工作物・施設以外の工作物及び施設</td> <td></td> <td>占有面積1㎡につき1年</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>工作物・施設の設置を目的としない場合</td> <td></td> <td>使用面積1㎡につき1月</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>船舶の係留</td> <td></td> <td>占有面積1㎡につき1月</td> <td>170</td> </tr> </tbody> </table>	露店、商品置場その他これらに類するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	11	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	110	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100	標識		1本につき1年	850	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11	その他のもの	1本につき1月	110	幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110	アーチ	臨街道路を横断するもの	1基につき1月	1,100	その他のもの		540	前各号に定める工作物・施設以外の工作物及び施設		占有面積1㎡につき1年	170	工作物・施設の設置を目的としない場合		使用面積1㎡につき1月	20	船舶の係留		占有面積1㎡につき1月
占有物件	単位	金額	摘要																																																																																																																											
電柱・電話柱及び支線又は支柱その他これらに類するもの	1本につき1年	円	支線及び支柱はそれぞれの第1種柱類とみなす																																																																																																																											
		770																																																																																																																												
		1,200																																																																																																																												
		1,600																																																																																																																												
		690																																																																																																																												
		1,100																																																																																																																												
		1,500																																																																																																																												
その他の柱類		53																																																																																																																												
共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	7																																																																																																																												
地下電線その他地下に設ける線類		4																																																																																																																												
地上に設ける変圧器	1個につき1年	520																																																																																																																												
地下に設ける変圧器	占有面積1㎡につき1年	360																																																																																																																												
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	1,100																																																																																																																												
郵便差出箱		450																																																																																																																												
広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,100																																																																																																																												
水管、下水道管その他これらに類するもの	長さ1.0mにつき1年	外径が0.1m未満のもの	36																																																																																																																											
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの	53																																																																																																																											
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの	71																																																																																																																											
		外径が0.2m以上0.4m未満のもの	140																																																																																																																											
		外径が0.4m以上1.0m未満のもの	360																																																																																																																											
外径が1.0m以上のもの		710																																																																																																																												
日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類する施設	占有面積1㎡につき1年	1,100																																																																																																																												
地下室、通路その他これらに類する施設	占有面積1㎡につき1年	上空に設ける通路	710																																																																																																																											
		地下に設ける通路	360																																																																																																																											
		その他のもの	1,100																																																																																																																											
露店、商品置場その他これらに類するもの	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1㎡につき1日	11																																																																																																																											
	その他のもの	占有面積1㎡につき1月	110																																																																																																																											
看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	110																																																																																																																											
	その他のもの	表示面積1㎡につき1年	1,100																																																																																																																											
標識		1本につき1年	850																																																																																																																											
旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	11																																																																																																																											
	その他のもの	1本につき1月	110																																																																																																																											
幕(工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	11																																																																																																																											
	その他のもの	その面積1㎡につき1月	110																																																																																																																											
アーチ	臨街道路を横断するもの	1基につき1月	1,100																																																																																																																											
	その他のもの		540																																																																																																																											
前各号に定める工作物・施設以外の工作物及び施設		占有面積1㎡につき1年	170																																																																																																																											
工作物・施設の設置を目的としない場合		使用面積1㎡につき1月	20																																																																																																																											
船舶の係留		占有面積1㎡につき1月	170																																																																																																																											

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料等	分科会名	水産分科会		
課 題			調 整 結 果		
- 1 漁港施設使用料					
			小委員会確認期日	-	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料、手数料	分科会名	水産分科会		

項目	現況													
	網野町	丹後町												
2 土砂採取料 (漁港区域内の水域及び公共空地) ・料率等 (参考) 漁港漁場整備法	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂、砂、砂利、栗石</td> <td>1m³</td> <td>円 310</td> <td></td> </tr> <tr> <td>転石</td> <td>1kg</td> <td>8</td> <td>1個 50kg 以上のものに限る。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	単位	金額	摘要	土砂、砂、砂利、栗石	1m ³	円 310		転石	1kg	8	1個 50kg 以上のものに限る。	同左
種別	単位	金額	摘要											
土砂、砂、砂利、栗石	1m ³	円 310												
転石	1kg	8	1個 50kg 以上のものに限る。											
<p>(漁港の保全)</p> <p>第三十九条 漁港の区域内の水域又は公共空地において、工作物の建設若しくは改良(水面又は土地の占用を伴うものを除く。)土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土、汚水の放流若しくは汚物の放棄又は水面若しくは土地の一部の占用(公有水面の埋立てによる場合を除く。)をしようとする者は、漁港管理者の許可を受けなければならない。ただし、特定漁港漁場整備事業計画若しくは漁港管理規程によつてする行為又は農林水産省令で定める軽易な行為については、この限りでない。</p> <p>2 漁港管理者は、前項の許可の申請に係る行為が特定漁港漁場整備事業の施行又は漁港の利用を著しく阻害し、その他漁港の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。</p> <p>3 漁港管理者は、第一項の許可に漁港の保全上必要な条件を付することができる。</p> <p>4 国の機関又は地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)に規定する港務局を含む。)が、第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合には、あらかじめ漁港管理者に協議することをもつて足りる。</p>														
<p>(土砂採取料及び占用料)</p> <p>第三十九条の五 漁港管理者は、農林水産省令で定める基準に従い、漁港の区域内の水域(漁港管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に係る水域を除く。)及び公共空地について第三十九条第一項の規定による採取又は占用の許可を受けた者から土砂採取料又は占用料を徴収することができる。ただし、同条第四項に規定する者については、この限りでない。</p>														
根拠法令等	網野町漁港管理条例	丹後町漁港管理条例												

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料等	分科会名	水産分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 土砂採取料 網野町、丹後町は同一料金となっている。			(案) 2 土砂採取料 合併時に網野町、丹後町の土砂採取料に統一する。 (理由) 新市における土砂採取料については、京都府の土砂採取料と同じである網野町、丹後町の土砂採取料に統一する。 尚、丹後町中浜漁港は府管理漁港であり、京都府の土砂採取料が適用されている。		
			小委員会確認期日	平成14年7月9日	協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会																																																																									
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料、手数料	分科会名	水産分科会																																																																											
現 況																																																																														
項 目	網 野 町	丹 後 町	久 美 浜 町																																																																											
3 占用料 (漁港区域内の水域及び公共空地)		同左																																																																												
・料率等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">占用目的</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>水域</th> <th>公共空地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">船舟(総トン数5t未満のものを除く。)の係留、作業場、小屋その他これらに類するものの敷地</td> <td rowspan="2">1 m²/年</td> <td>円 80</td> <td>円 90</td> <td>岸壁、護岸敷及び道路以外の部分</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>270</td> <td>岸壁、護岸敷及び道路の部分</td> </tr> <tr> <td>棧橋、橋梁その他これらに類するものの敷地</td> <td>1 m²/年</td> <td>90</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">諸管、水きよその他これらに類するものの敷地</td> <td rowspan="3">1m/年</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>直径 10cm未満の場合</td> </tr> <tr> <td>60</td> <td>100</td> <td>直径 10cm以上 40cm未満の場合</td> </tr> <tr> <td>190</td> <td>250</td> <td>直径 40cm以上の場合</td> </tr> <tr> <td>電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地</td> <td>1本又は1基/年</td> <td>550</td> <td>680</td> <td>鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。</td> </tr> <tr> <td>素地のまま使用するもの</td> <td>1 m²/月</td> <td>-</td> <td>8</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	占用目的	単位	金 額		摘 要	水域	公共空地	船舟(総トン数5t未満のものを除く。)の係留、作業場、小屋その他これらに類するものの敷地	1 m ² /年	円 80	円 90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分	-	270	岸壁、護岸敷及び道路の部分	棧橋、橋梁その他これらに類するものの敷地	1 m ² /年	90	-		諸管、水きよその他これらに類するものの敷地	1m/年	30	40	直径 10cm未満の場合	60	100	直径 10cm以上 40cm未満の場合	190	250	直径 40cm以上の場合	電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基/年	550	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。	素地のまま使用するもの	1 m ² /月	-	8				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 別</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金 額</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>公共空地</th> <th>水域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船舟のけい留、作業場及び小屋その他これに類するものの敷地</td> <td>1 m²/月</td> <td>円 150</td> <td>円 150</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">諸管、水きよその他これに類するものの敷地</td> <td rowspan="3">1 m/年</td> <td>70</td> <td>70</td> <td>直径 0.4m未満のもの</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>200</td> <td>直径 0.4m以上 1.0m未満のもの</td> </tr> <tr> <td>450</td> <td>450</td> <td>直径 1.0m以上のもの</td> </tr> <tr> <td>電柱、看板、標識その他これに類するものの敷地</td> <td>1本又は1基/年</td> <td>1,500</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>素地のまま使用するもの</td> <td>1 m²/月</td> <td>15</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	単位	金 額		摘 要	公共空地	水域	船舟のけい留、作業場及び小屋その他これに類するものの敷地	1 m ² /月	円 150	円 150		諸管、水きよその他これに類するものの敷地	1 m/年	70	70	直径 0.4m未満のもの	200	200	直径 0.4m以上 1.0m未満のもの	450	450	直径 1.0m以上のもの	電柱、看板、標識その他これに類するものの敷地	1本又は1基/年	1,500	-		素地のまま使用するもの	1 m ² /月	15	-	
占用目的	単位			金 額			摘 要																																																																							
		水域	公共空地																																																																											
船舟(総トン数5t未満のものを除く。)の係留、作業場、小屋その他これらに類するものの敷地	1 m ² /年	円 80	円 90	岸壁、護岸敷及び道路以外の部分																																																																										
		-	270	岸壁、護岸敷及び道路の部分																																																																										
棧橋、橋梁その他これらに類するものの敷地	1 m ² /年	90	-																																																																											
諸管、水きよその他これらに類するものの敷地	1m/年	30	40	直径 10cm未満の場合																																																																										
		60	100	直径 10cm以上 40cm未満の場合																																																																										
		190	250	直径 40cm以上の場合																																																																										
電柱、電柱の支線、電柱の支柱、鉄塔、標識その他これらに類するものの敷地	1本又は1基/年	550	680	鉄塔は、敷地3㎡を超えるものは、その超える1㎡ごとに2割を加算する。																																																																										
素地のまま使用するもの	1 m ² /月	-	8																																																																											
種 別	単位	金 額		摘 要																																																																										
		公共空地	水域																																																																											
船舟のけい留、作業場及び小屋その他これに類するものの敷地	1 m ² /月	円 150	円 150																																																																											
諸管、水きよその他これに類するものの敷地	1 m/年	70	70	直径 0.4m未満のもの																																																																										
		200	200	直径 0.4m以上 1.0m未満のもの																																																																										
		450	450	直径 1.0m以上のもの																																																																										
電柱、看板、標識その他これに類するものの敷地	1本又は1基/年	1,500	-																																																																											
素地のまま使用するもの	1 m ² /月	15	-																																																																											
根拠法令等	網野町漁港管理条例	丹後町漁港管理条例	久美浜町漁港管理条例																																																																											

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19-28 農林水産業の取扱い	整理番号	19-28-3-6	専門部会名	農林水産部会
分類	3 水産業の取扱い 6 水産業に係る使用料等	分科会名	水産分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>3 占用料 網野町・丹後町は同一占用料となっている。</p>			<p>(案) 3 占用料 合併時に網野町、丹後町の占用料に統一する。</p> <p>(理由) 新市における占用料については、京都府の占用料と同じである網野町、丹後町の占用料に統一する。 尚、丹後町中浜漁港は府管理漁港であり、京都府の占用料が適用されている。</p>		
			小委員会確認期日	平成14年7月9日	協議会確認期日

協議第6号

19-29 商工観光事業の取扱い(その2)

建設・産業小委員会

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-8		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工事業の取扱い	8 労働行政	分科会名	商工分科会			
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 雇用促進・支援 (府事業) 京都府緊急雇用創出 特別交付金事業	<p>申請事務、補助金交付事務等</p> <p>・目的 地域雇用状況の改善のための 緊急雇用促進</p> <p>・京都府事業実施期間 平成14年度～16年度予定</p> <p>・事業費 51,184千円予定</p> <p>・事業内容 林道草刈等環境整備事業 放課後児童クラブ指導員雇用 事業 放課後児童クラブ児童送迎事 業 峰山町立公園リフレッシュ事 業 町有財産台帳整備事業 ごみ分別指導員配置事業 消火栓等点検整備調査事業 IT基礎技能習得等住民サポ ート事業 以上、事業実施により雇用創出 を図る</p>	<p>同左</p> <p>・目的 同左</p> <p>・京都府事業実施期間 同左</p> <p>・事業費 47,182千円予定</p> <p>・事業内容 草刈等環境整備事業 チームティーチング講師雇 用事業 保育充実事業 文化財調査事業 文書管理事業 以上、事業実施により雇用創出を 図る</p>	<p>同左</p> <p>・目的 同左</p> <p>・京都府事業実施期間 同左</p> <p>・事業費 54,700千円予定</p> <p>・事業内容 地域資源等環境保全管理事業 図書館準備作業事業 ゴミ袋減量推進事業 IT基礎技能修得等住民サポ ート事業 郷土資料館資料整理事業 以上、事業実施により雇用創出 を図る</p>	<p>同左</p> <p>・目的 同左</p> <p>・京都府事業実施期間 同左</p> <p>・事業費 42,494千円予定</p> <p>・事業内容 地域資源等環境保全美化事業 図書システムデータ作成事 業 森林保全管理整備事業 町史編纂資料整備事業 以上、事業実施により雇用創出 を図る</p>	<p>同左</p> <p>・目的 同左</p> <p>・京都府事業実施期間 同左</p> <p>・事業費 40,793千円予定</p> <p>・事業内容 地域景観環境保全事業 里山整備事業 在宅高齢者、障害者生活環境 改善事業 自然体験活動指導員設置事業 ボランティア活動指導員設置 事業 以上、事業実施により雇用創出 を図る。</p>	<p>○同左</p> <p>・目的 同左</p> <p>・京都府事業実施期間 同左</p> <p>・事業費 48,986千円予定</p> <p>・事業内容 チームティーチング事業 環境美化保全事業 保育充実事業 公園環境整備事業 町道等環境保全事業 以上、事業実施により雇用創出 を図る。</p>	
根拠法令等	京都府緊急雇用創出特別補助金交付 要綱	同左	同左	同左	同左	同左	同左

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光業の取扱い	整理番号	19-29-1-8	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取扱い 8 労働行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 雇用促進・支援（府事業） 京都府緊急雇用創出特別交付金事業 各町、同一の事務をしている</p>			<p>（案） 現行のまま、新市に継承する。</p> <p>（理由） 京都府緊急雇用創出特別補助金交付要綱に基づく事業であるため現行のまま、新市に継承する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-8		専門部会名	商工観光部会	
分類	1 商工事業の取扱い 8 労働行政		分科会名	商工分科会				
項目		現		況				
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 雇用促進・支援 (町独自) 雇用促進・支援等			<p>大宮町不況対策雇用促進支援補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 町内離職者の雇用促進と雇用機会の拡大を図る ・支給対象者 満40才～60才までの町内廃業事業者並びに離職者を正式雇用(社会保険加入)した受入企業 ・補助内容 採用者1人に対し月額2万円を採用6ヶ月後から6月間支給 ・13年度実績 0件 ・根拠条例 大宮町不況対策雇用促進支援補助金交付要綱 	<p>染色技術者養成助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 丹後ちりめん産地として白生地ちりめんの完成品化を推進する ・補助内容 企業者が新に雇用した従業員に対し染色技術の習得をさせた場合の補助 ・補助金 一人10万円限度 ・13年度実績 0件 ・根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実施要綱 染色技術者養成助成事業実施要領 	<p>丹後町雇用支援緊急対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 雇用情勢の改善と住民生活の安定を図る。 ・交付要件 (1雇用1回を限度) 1、 商工業者等 町内の商工業者等が新たに町民を1ヶ月以上雇用 ア、1ヶ月の雇用日数が15日以上か1ヶ月の支払賃金が5万円以上(パート含む) 2、 農林水産業等 町内の農林水産業者等が新たに本町民を雇用 ア、適用期間中の雇用日数が10日以上か支払賃金が5万円以上 ・補助金 1、 商工業者等 ア被雇用者が65歳未満 1ヶ月の支払賃金の75%(上限5万円)×6ヶ月=30万円 イ被雇用者が65歳以上 1ヶ月の支払賃金の50%(上限3万円)×6ヶ月=18万円 2、 農林水産業等 ア被雇用者が65歳未満 支払賃金の75%=上限30万円 イ被雇用者が65歳以上 支払賃金の50%=上限18万円 ・13年度実績 13,013千円 (企業数20・採用人数83人) ・根拠条例 丹後町緊急雇用支援対策補助金交付要綱 			
					<p>丹後町家内労働法適用労災補助事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的 家内労働法適用事業主の雇用の安定と改善を図るため ・交付対象者 1ヶ年以上営業、町税の完納 ・交付対象保険料 事業主が負担した労災保険の社会保険料 ・交付額 事業主が負担した保険料の20% ・13年度実績 25千円 ・根拠条例 丹後町家内労働法適用労災保険料補助金交付要綱 			

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光業の取り扱い	整理番号	19-29-1-8	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取扱い 8 労働行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 雇用促進・支援（町独自） 3町が事業を実施している。 ・実施内容に差がある。 ・丹後町雇用支援緊急対策事業、大宮町不況対策雇用促進支援補助事業については、時限立法であり、毎年の景況動向等を判断し事業化されている。</p>			<p>（案） 新市に移行後、調整する。 （理由） 雇用促進・支援事業については、地域の経済状況を判断し実施する必要がある。尚、事業実績のない制度もあり、合併後の新市の景況及び事業効果等も勘案するなかで、制度化については新市において検討する。</p>		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	19-29 商工観光事業の取扱い		整理番号	19-29-1-8		専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取扱い	8 労働行政	分科会名	商工分科会			
現況							
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
2 職業能力向上支援 (町独自) 職業能力向上支援		<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力向上支援助成事業 ・目的 中小企業従業員等の職業能力向上並びに失業者の早期就職実現のための技能、知識修得支援 ・支給対象者 1 町内在住の60才以下の事業主又は、町内企業に勤務する代表者から推薦された者 2 非自発的理由による離職者で就職を希望する者 ・補助対象事業 中小企業大学校、京都府立中小企業総合センター等の公共的機関の主催する研修会 ・補助金の額等 補助対象事業の受講料の2分の1の額とし、年1人につき2万円を限度とする。(但し、研修修了者に限る) ・14年度からにつき実績なし ・根拠条例等 大宮町職業能力向上支援助成事業実施要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力向上支援助成事業 ・目的 同左 ・支給対象者 同左 ・補助対象事業 同左 ・補助金の額等 同左 ・13年度実績 57件 49万円 ・根拠条例等 網野町まちづくり推進事業実施要綱 網野町職業能力向上支援助成事業実施要領 				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19-29 商工観光業の取り扱い	整理番号	19-29-1-8	専門部会名	商工観光部会
分類	1 商工業の取り扱い 8 労働行政	分科会名	商工分科会		
課 題			調 整 結 果		
2 職業能力向上支援 職業能力向上支援 大宮町、網野町の2町が実施している。			(案) 大宮町、網野町の例により、新市に継承する。 (理由) 大宮町、網野町の2町のみが実施している事業であるが、事業効果等も勘案するなかで、新市全域の制度とする。		
小委員会確認期日		平成14年7月9日	協議会確認期日		